

女性に硫酸 男に実刑

地裁・懲役2年6月判決 「恐怖理解できる」

高崎市で昨年4月、買い物中の女性が相次いで硫酸をかけられた事件で、傷害と器物損壊の罪に問われた同市山名町、無職、北村宣晃被告(31)に対し、前橋地裁(野口佳子裁判長)は29日、懲役2年6月(求刑・懲役6年)を言い渡した。別の事件で昨年3月に東京地裁で言い渡された懲役1年6月の執行猶予も取り消され、合わせて執行される見通し。

【尾崎修二】

被告「すいませんでした」

判決理由で野口裁判長は「身勝手にも女性の衣服を損壊させ、驚かせようと考えた犯行。本人は軽く考えていたが、被害者は足にやけどを負い、皮膚に変色の跡が残った人もいた。正体不明の恐怖感や不安も十分理解できる」と述べた。一方で「求刑は事案とは見合っていない」と指摘。北村被告が反省し被害者への賠償を始めている点や、別の器物損壊

北村被告が反省し被害者への賠償を始めている点や、別の器物損壊

ことも考慮した。

野口裁判長が判決言い渡し後に「被害者と家族がどのような思いであったかを感じ、二度とこのようなことを起こさないでください」と説諭すると、直立不動で聴いていた北村被告は「すいませんでした」と一礼した。

被告側は控訴しない方針。前橋地裁の小沢正明次席検事は「判決

内容を精査し、適正に

対処していきたい」とコメントを発表した。判決によると、北村被告は昨年4月2〜6日、JR高崎駅ビルの商業施設や高崎市矢中町のショッピングセンター「アピタ高崎店」で、当時23〜44歳の女性3人に硫酸をかけ、コートやストッキングを溶かし、足に軽いやけどを負わせた。

再犯防止 厳罰より矯正重要

「保護観察付き執行猶予判決の言い渡しから間もないのに、本件犯行に及んだ点は、法規範軽視の表れとして見過ごせない」「二度とこのようなことを起こさないで」。野口裁判長は、女性を狙った事件を繰り返した北村被告を批判し、論

した。弁護人は「社会復帰できるように、懲役を終えたら医療的なアプローチを受けてもらう」と明言した。専門家は、異性を狙った事件を繰り返す人に対しては、単なる「厳罰化」ではなく「矯正医療、保護観察の充実、司法と医療の連携を充実さ

せる必要がある」と指摘する。

関係者によると、北村被告は2013年11月〜14年6月、東京都内で通行人の女性3人の手提げバッグに体液入りの空き缶を入れて汚したり、別の女性宅に侵入したりしたとして、5事件で器物損壊

の有罪判決を受けた。

3月下旬ごろ、インターネットで検索して「ケーキシロップみたいに硫酸を使ったらどうなるのかという好奇心を持った」という。自分の肌や布で試し、ガスコンロで加熱して水を蒸発させて実験し、濃度を高めた硫酸をプラスチック製の容器に入れ、高崎市街地に向かった。4月2日に保護司と面会した後、夕方から夜にかけて、駅ビルやショッピングセンターで女性に次々と硫酸をかけた。

保護観察とは、保護観察所の指導監督下で生活しながら更生を図る制度。保護司が定期的に面接や電話で接触し、指導する。県内の60代の女性保護司は「性犯罪や薬物乱用は、もっと専門的な治療を

受ける必要があるのでは」と本音を漏らす。保護司は相手と「心のつながり」を持つことが重要とされ、専門知識は身につけていない。この女性保護司は「医師や保健所による治療的なサポートがあつてこそ、保護司の仕事も生きてくる」と話す。

東京のNPO「性障害専門医療センター」は、性犯罪やストーカー行為の加害者に対し、心理療法と性欲を減退させる薬物療法を組み合わせた専門的な治療を施している。ただ、治療は自費で、本人や家族が申し出て始まる。代表理事を務める福井裕輝医師(司法精神医学)は「性犯罪をめぐる厳罰化の議論が進んでいるが、刑務所への『隔離』は再犯の抑止力にはならない。社会が加害者どう向き合えばよいか、国民全員が考えるべき問題ではないか」と訴える。

【尾崎修二、山本有紀】